

東日本大震災における岩手県の 災害廃棄物処理と処理計画について



岩手県環境生活部 松本 実

1

(参考) 本県及び沿岸までのアクセス



東北新幹線情報

- ①東京～盛岡間
⇒ 最速2時間10分！
- ②仙台～盛岡間
⇒ 最速39分！

自動車情報

盛岡から沿岸までは2～2.5時間

- ①盛岡～久慈間：2時間(高速道利用)
- ②盛岡～宮古間：2時間
- ③盛岡～陸前高田市間：2.5時間

東日本大震災津波の概要

- 発生日時：平成23年3月11日 14時46分頃
- 震源：三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）
- 規模：マグニチュード9.0
- 本県の最大震度：6弱（大船渡市、釜石市、一関市など）
- 津波：3月11日14時49分 大津波警報発表



1本を残して全て流失した高田松原

津波が襲った避難所：市民体育館

陸前高田市

釜石市

H23.3.26



消えている信号



津波直後の孤立した宮古市役所庁舎

宮古市市民環境部環境課 提供



本日の説明事項

1 岩手県の災害廃棄物処理の概要

- ① 処理の概要について
- ② 業務の変遷について

2 災害廃棄物処理で困ったこと

3 廃棄物処理計画の必要性、盛り込むべき事項

4 計画を有効にするためのフォロー



1 岩手県の処理の特徴

- 県内内陸部と15都府県の自治体における**広域処理**や**応援職員の派遣**、**国の調整**等、各方面から**多大な協力**
- 処理方法の企画提案等を基に、業者選定と業務委託、**学界、有識者等から多数の助言**
これらの**産学官の緊密な連携**により、計画目標のとおり災害廃棄物の処理を3年間で終了
- **県内一般廃棄物の14年間分に相当する618万トンの災害廃棄物を処理した。**
- セメント資源化や復興資材化等により**総量の88%を再生利用**
- **地元業者の活用や被災者の雇用**を処理委託の要件とすることなどにより、**地域経済に配慮**

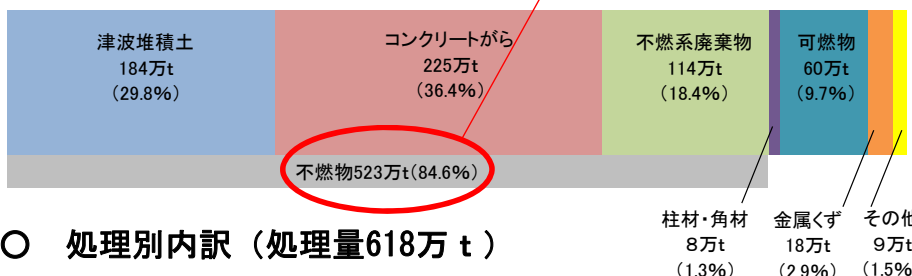
7

災害廃棄物の内容と発生量

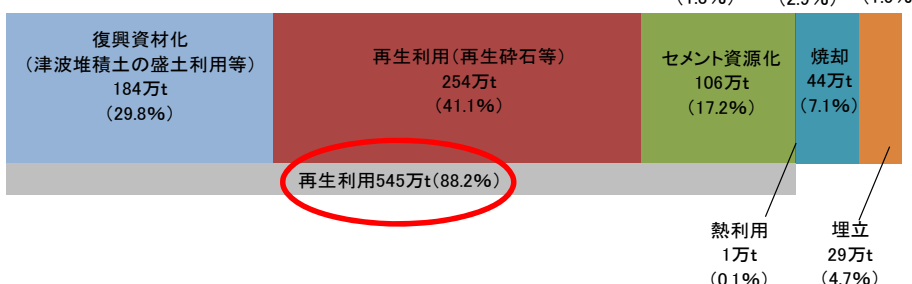
- 県内一般廃棄物の14年間分に相当する、**618万t**の災害廃棄物が発生した。
(平成22年度の一般廃棄物処理実績44.6万tとの比較)
- 津波被害によるものが大部分で、沿岸全域から塩分を含む多様な混合廃棄物が膨大に発生した。種類別では、**不燃系廃棄物が85%**(津波堆積土、コンクリートがら、不燃物)と大部分を占めた。

【災害廃棄物の処理実績】

- 種類別内訳 (発生量618万 t)



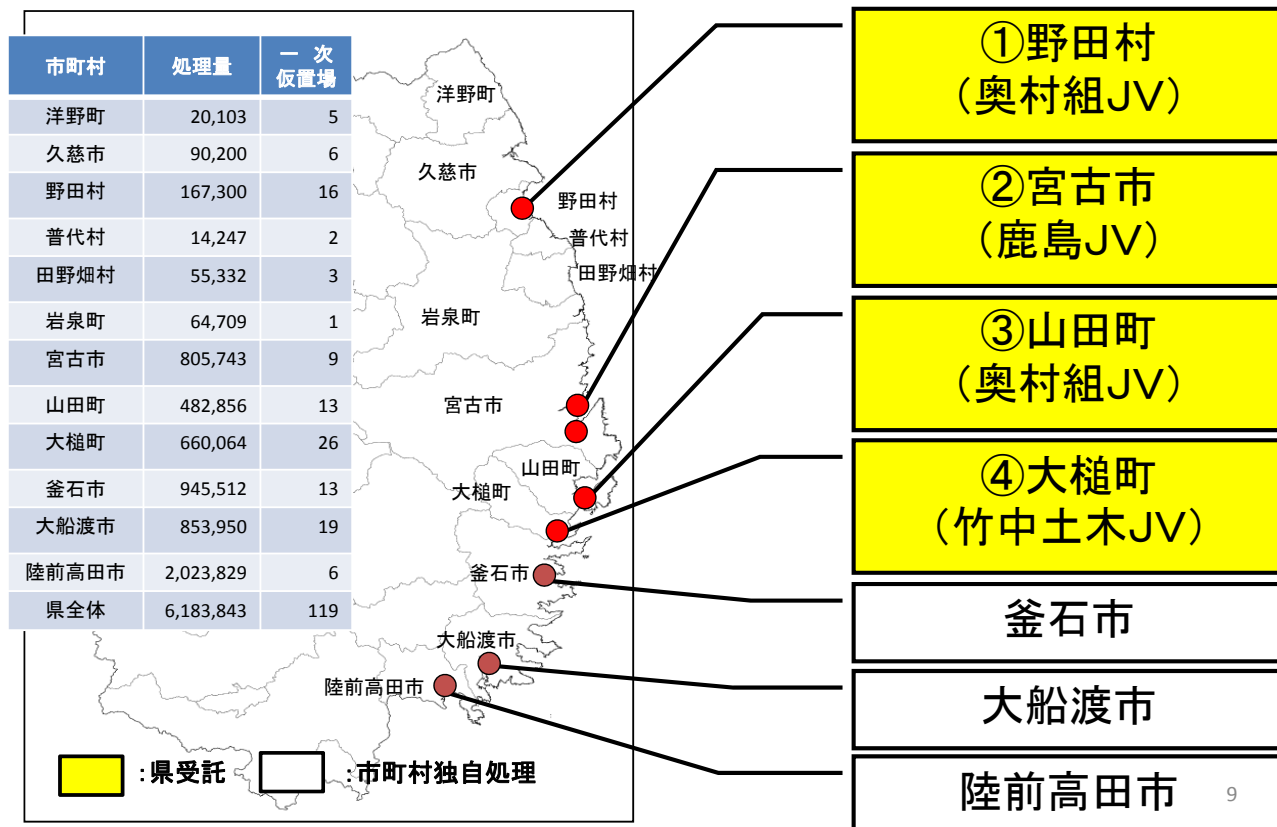
- 処理別内訳 (処理量618万 t)



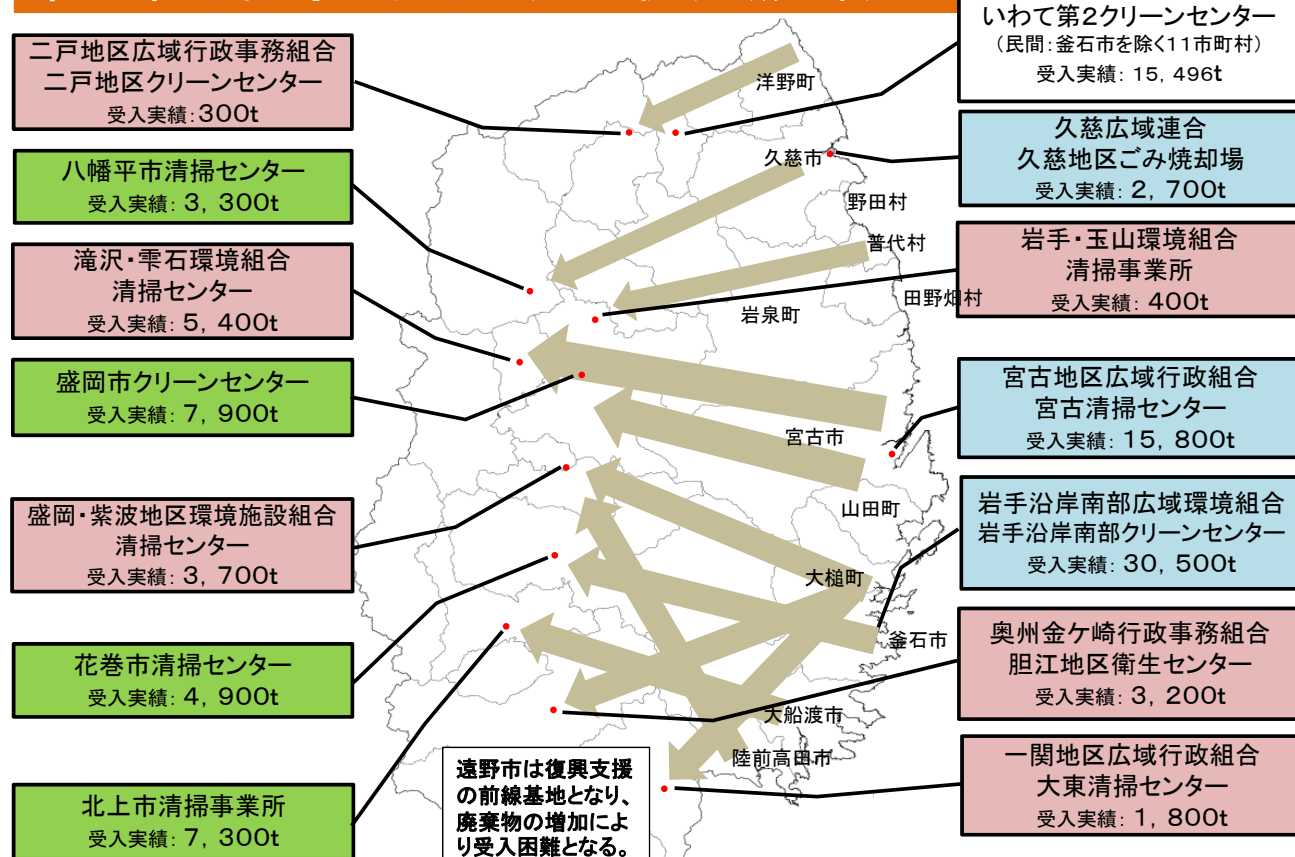
8

二次仮置場(破碎。選別処理)の場所

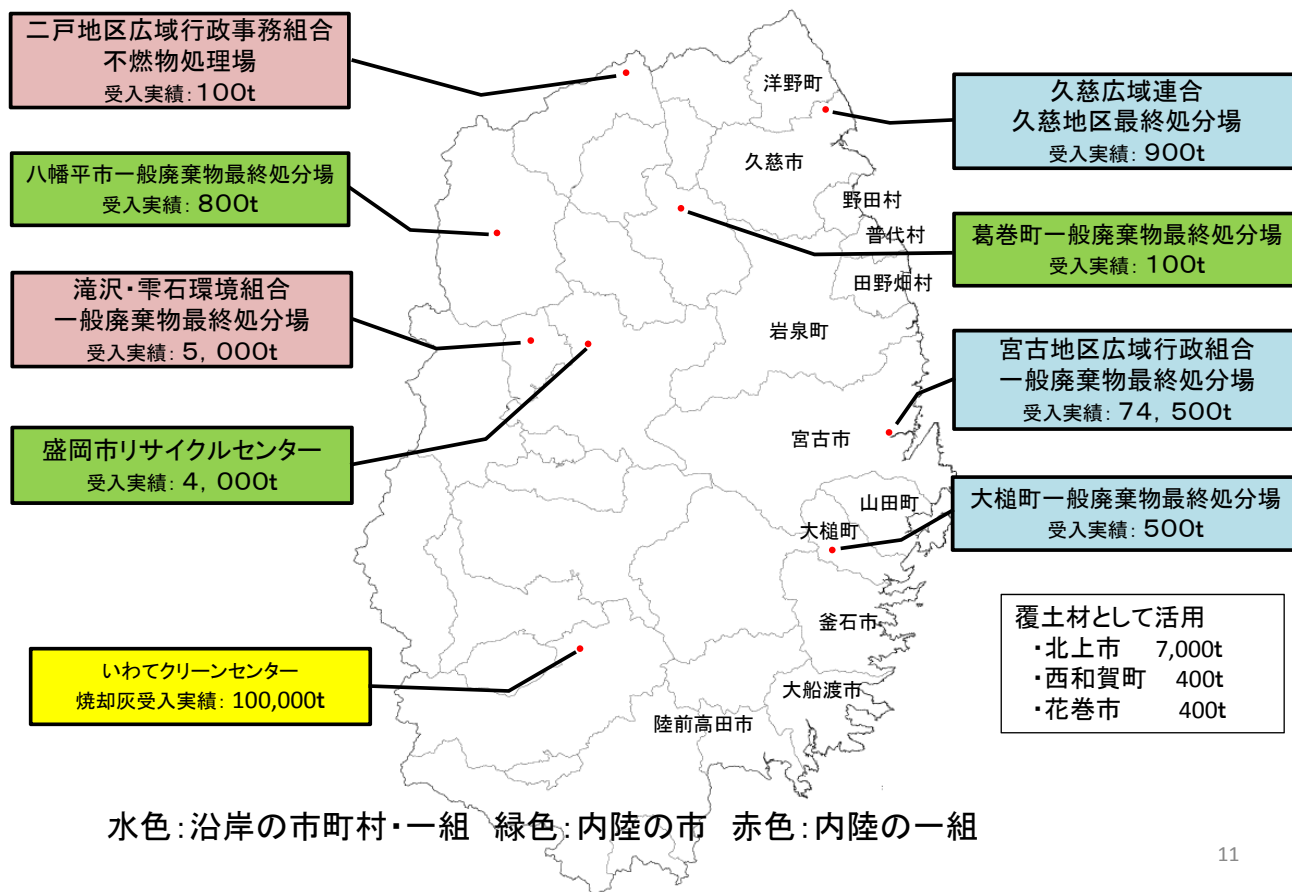
最大110か所の一次仮置場から処理先の条件に適合させるため二次仮置場を設置



県内市町村等における処理状況(焼却)



県内市町村等における処理状況(埋立)



11

運搬(陸上、鉄道貨物、海上)

トラックによる運搬



鉄道貨物による運搬

宮古地区 盛岡貨物ターミナル→東京貨物ターミナル駅(宮古、盛岡間はトラック輸送)



陸前高田 石巻港駅→東京貨物ターミナル駅(陸前高田、石巻間はトラック輸送)

海上運搬

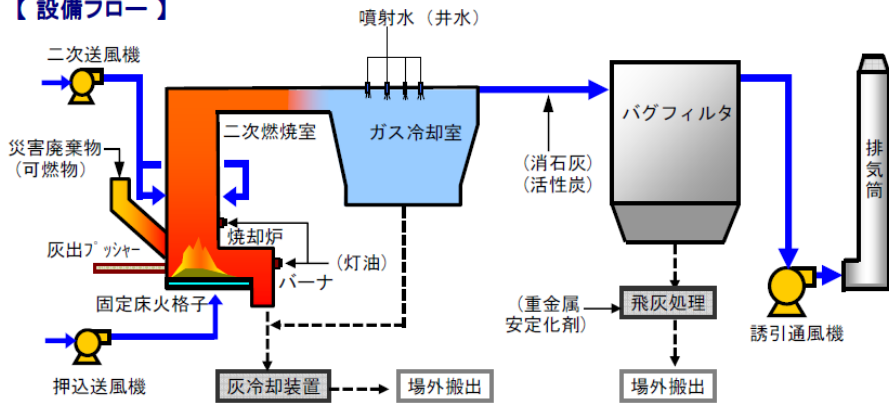
- ①太平洋セメントへの輸送
(3,000m³土運船)
- ②大阪府(市)への輸送
(800t/船)



12

宮古地区仮設焼却炉

【設備フロー】



釜石仮設焼却炉

休止中の釜石市清掃工場を再稼働
処理能力: 109t/日
シャフト式ガス化熔融炉
処理量: 44,723t

処理能力

95t/日 (47.5 t / 日 × 2炉)

(株)タクマ

県内の管理型最終処分場の残余容量、
ダイオキシン類大気排出基準を考慮して
新たに設置

処理量: 55,314t



セメント資源化(太平洋セメント大船渡工場)

セメント焼成キルン



除塩施設 1,900t/日



廃棄物処理: 97万t (1,000t / 日)

他のセメント工場

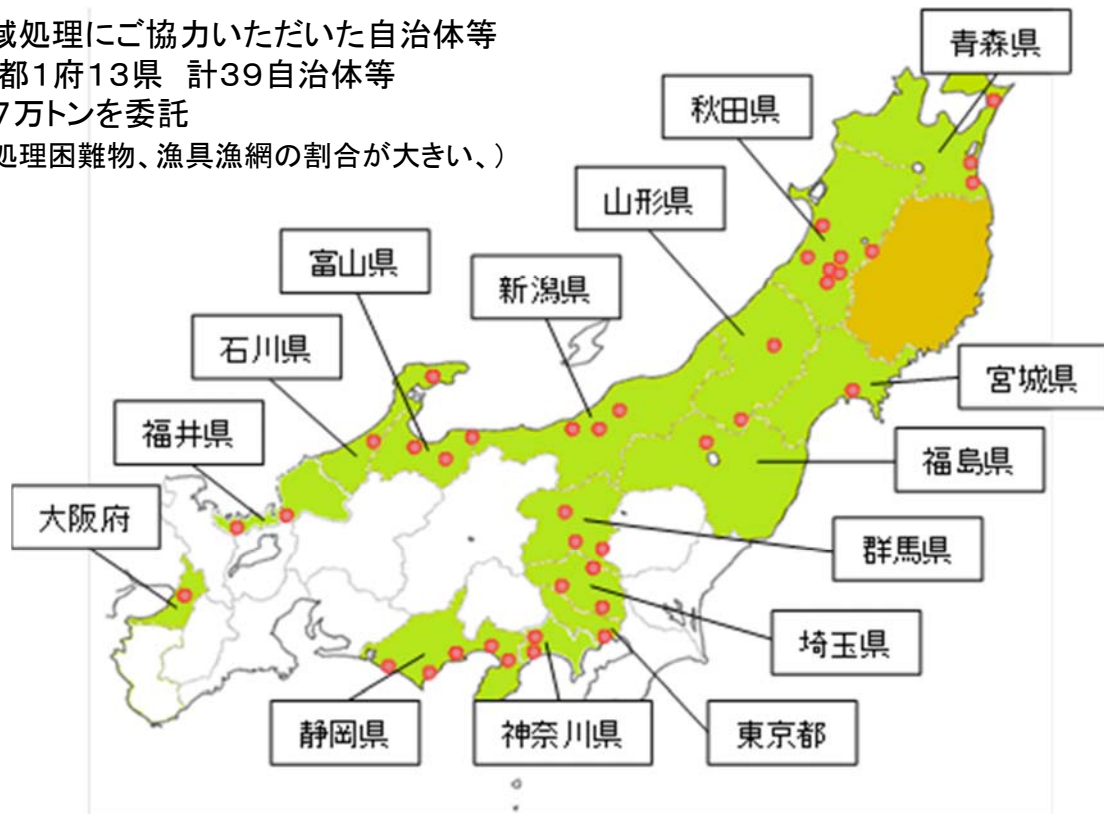
県内 三菱マテリアル岩手工場 6.8万トン

県外 八戸セメント 4.3万トン 三菱マテリアル青森工場 1.6万トン

埼玉県(三菱マテリアル、太平洋セメント2工場) 合計1.1万トン

広域処理の状況

広域処理にご協力いただいた自治体等
1都1府13県 計39自治体等
37万トンを委託
(処理困難物、漁具漁網の割合が大きい、)



15

本日の説明事項

1 岩手県の災害廃棄物処理の概要

- ・処理の概要について
- ・業務の変遷について

2 災害廃棄物処理で困ったこと

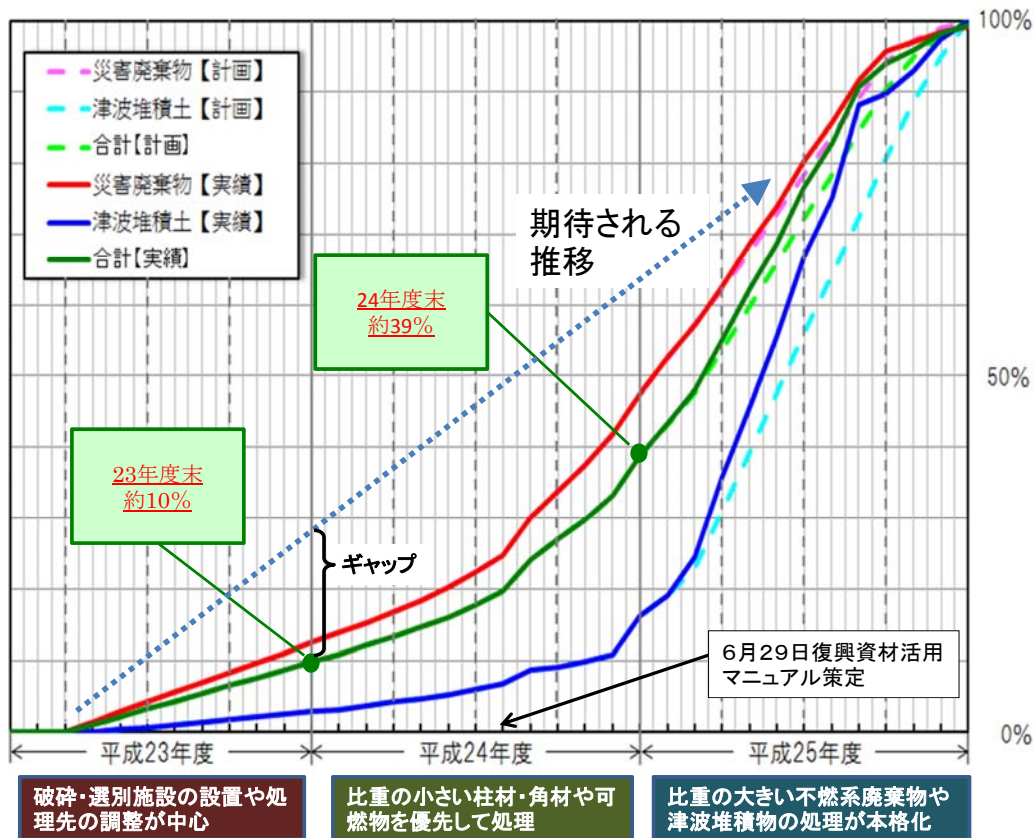
3 廃棄物処理計画の必要性、盛り込むべき事項

4 計画を有効にするためのフォロー



16

岩手県全体の処理実績の推移(平成26年3月末時点)



岩手県災害廃棄物処理業務の変遷 ①

時間の経過	環境担当の業務	備考
発災直後	廃棄物処理施設の被害の状況 し尿、ごみ収集に関する情報収集、支援	部が支援物資の調整業務 停電、連絡手段機能不全 燃料不足

沿岸地域 被災状況

し尿処理施設 2施設被災
バキューム車 24台被災(20.9%)
(沿岸南部では60%被災)



避難所の廃棄物

支援物資由来の容器包装、洗濯ができないことから衣類が増加
※自衛隊等支援者由来の廃棄物も増加

し尿処理体制構築のフロー

ステップ 1	避難所(最大約400か所)等への仮設トイレの配備
↓	県：内陸部リース業者から調達、配送調整(825基) ⇒9月に撤去終了 ★ 1基当たりの使用人数をどうするか(50人/基をベース) ★ 洋式トイレの不足も課題 ★ 経費(約3千万円)は災害救助法の対象
ステップ 2	し尿の収集運搬・処分体制の確保
↓	★ 全国環境整備事業協同組合連合会及び岩手県環境整備事業協同組合加盟155社、(財)浜松市清掃公社により運搬 ★ 内陸地区し尿処理場、下水道終末処理施設 ★ 内陸部への搬送のため、中継積み替え施設
ステップ 3	処理施設の復旧
	★ 県内16施設中4施設が被災(内陸2施設、沿岸2施設) 気仙広域連合衛生センターを除き3月23日までに仮復旧 ★ 廃棄物処理施設災害復旧事業を活用して復旧

19

岩手県災害廃棄物処理担当業務の変遷 ②

時間の経過	環境担当の業務	備 考
発災直後	廃棄物処理施設の被害の状況 し尿、ごみ収集に関する情報収集、支援	部が支援物資の調整業務 停電、連絡手段機能不全 燃料不足
2週間～	市町村支援、被害の全容の把握、 事務代行の検討 ★3/29 災害廃棄物処理対策協議会開催	災害対策本部、国との調整



災害対策本部



20

市町村業務との調整 役割分担

災害廃棄物の処理は？

災害廃棄物 = 一般廃棄物 → 市町村の責務 であるが...

廃棄物処理法第2条: 産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物

廃棄物処理法第22条(国庫補助): 市町村に対する補助(通常1/2)

・県全体で1年間に発生する一般廃棄物の14年分に相当する量

・沿岸市町村単位では、100年分以上に相当する量

陸前高田市 349年、大槌町128年、野田村126年、・・久慈市6年、洋野町5年

・多くの職員が被災し、役場庁舎も損壊した市町村もある

⇒⇒⇒**県が主体的に支援する必要**

※過去の例: 軽米町の集中豪雨(H11.10 雪谷川洪水)

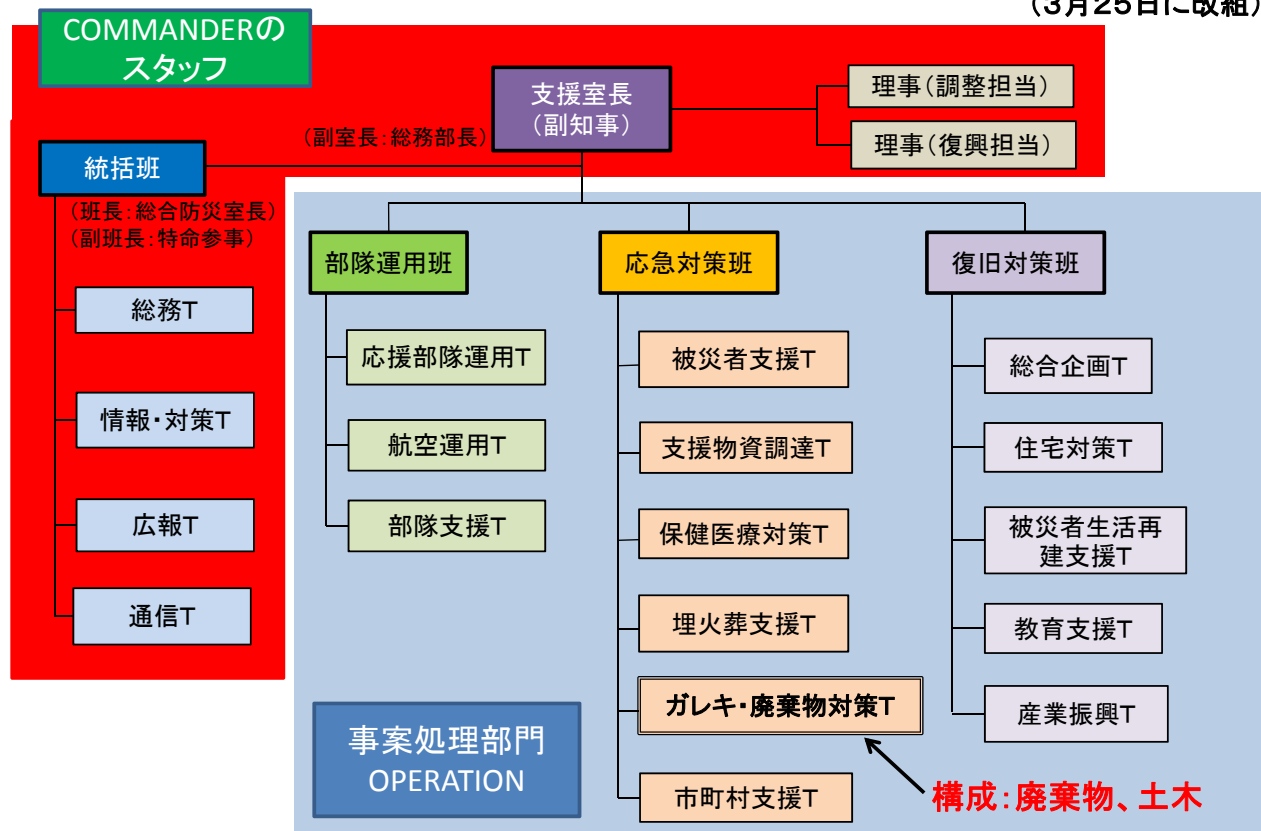
→県が県内市町村連携調整及び国庫補助対象外を補助※

※補助対象外であった他自治体への委託料

21

災害対策本部機能の強化

(3月25日に改組)



国への要望（補助金(1/2から全額国庫対応、県代行への措置)）

→樋高政務官が全額国庫支出を約束(3月26日)

→国庫補助制度見直し要望(事務費、公物解体等、補助対象外への措置)

→予算の確保(処理費用の概算、予算調製課調整、4月臨時会提案)

→地方自治法第252条の14により市町村から県に委託可能

→市町村議会、県議会の議決が必要(議会、専決処分)

→市町村の意向確認

→災害廃棄物処理対策協議会設立(3/27(日)政務官から知事に要請)
3月29日(火) 第1回協議会(準備期間3日)



第1回災害廃棄物処理対策協議会(H23.3.29)



第1回災害廃棄物処理対策協議会終了後の担当者会議



実態に沿った事務委託

スピード、効率性を考慮

- 市町村：契約期間、地元業者
- 県：広域処理、処理困難物、全体計画、国との調整

包括的に事務委託を受けつつ
実態に応じて柔軟に役割分担

※特殊な事例

・県道の道路啓開

市町村の廃棄物が県管理の道路上にあるという整理で市町村から県が受託し道路管理者である県が道路啓開した。

・県立高校、県立病院等も県が市町村に委託して実施した。

有利な制度を選択

市町村	実施機関	(1) 家屋等の解体						(2) 仮置場までの収集運搬			(3) 仮置場における選別			(4) 仮置場からの収集運搬			(5) 処分			(6) 処理計画の策定		
洋野町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久慈市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野田村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普代村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田野畑村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩泉町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮古市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大槌町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
釜石市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大船渡市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸前高田市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1) 家電リサイクル法対象4品目含む

注2) 平成23年8月30日からの変更点を赤で示した

25

国庫補助事業

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の特例措置

	通 常	阪神・淡路大震災	東日本大震災	
対 象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体 (沿岸12市町村、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、滝沢村、矢巾町、平泉町、住田町)	特定被災区域
国庫補助率	1/2	1/2	標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100 →約85%	1/2
グリーンニューディール基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。 (約10%嵩上げ)	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	その元利償還金の95%について交付税措置	震災復興特別交付税でほぼ全額措置	

26

国への要望（制度の見直し）

廃棄物処理法（再委託禁止、許認可、海洋投入）

- ・被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例措置（平成23年7月8日政令第215号、平成23年環境省令第15号）
- ・コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において処理する場合の手續の簡素化のための措置（平成23年5月9日環境省令第8号）
- ・一般廃棄物を産業廃棄物処理施設において処理する際の届出期間に関する例外規定の創設（平成23年3月31日環境省令第6号）
- ・緊急的な海洋投入処分に関する措置（平成23年6月17日環境省告示第48号）
- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年8月18日法律第99号）

国庫補助制度（特例の整備要望）

→度重なる要綱改正（事務費の導入、中小企業の解体費、公物解体、・・・）

27

岩手県災害廃棄物処理担当業務の変遷 ③

時間の経過	環境担当の業務	備 考
発災直後	廃棄物処理施設の被害の状況 し尿、ごみ収集に関する情報収集、支援	部が支援物資の調整業務 停電、連絡手段機能不全 燃料不足
2週間～	市町村支援、被害の全容の把握、 事務代行の検討 ★3/29 災害廃棄物処理対策協議会開催	災害対策本部、国との調整
1ヶ月～	処理計画の策定 ★災害廃棄物処理実行計画(6/20) ★災害廃棄物処理詳細計画(8/30) 施工監理業者 ★企画提案審査会(7/6) 破碎選別業者 ★県受託3地区業者選定(10/14)	議会对応(臨時会開催) マスタープラン(環境省5/16) 政令改正(再委託関係7/8) 特措法(8/18) 人材の確保



宮古地区仮設焼却炉建設状況

H23.12.1

28

処理計画の策定

種類別発生量推計、施設の確保

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)23/5/16発出

・国、県、市町村の役割分担

・スケジュール:

処理実施計画策定:平成23年6月中

仮置場への移動:生活環境に支障のある廃棄物 8月末までに移動

その他 平成24年3月末

中間処理・最終処分:平成26年3月末を目途

処理実施計画:

処理計画の「たたき台」として作成していた素案を「処理実施計画」として第2回災害廃棄物処理対策協議会(6/20)に提案→処理詳細計画を別途作成

施工監理業者選定(プロポーザル)、委託契約

災害廃棄物処理詳細計画

29

災害廃棄物の推計

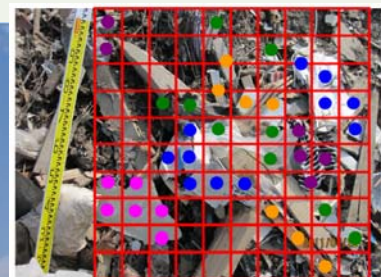
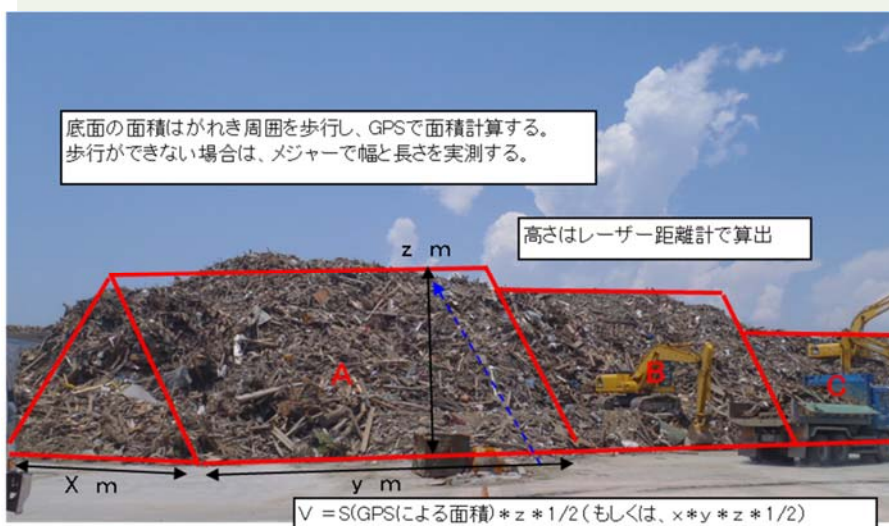
★ 原単位を用いた推計(阪神・淡路大震災)

倒壊家屋(災害対策本部発表)を基に計算

環境省は衛星画像を用いて浸水地域の戸数を計算

★ 実際の処理に当たっては廃棄物の種類ごとに発生量を推計する必要

課題:引き波で流出、火災で焼失した廃棄物、津波堆積物の推計



● 紙類	11%
● プラスチック類	9%
● 布・繊維	6%
● 金属くず	7%
● コンクリート・石膏ボード類	6%
● 木くず	55%
● 土砂	6%
	100%

災害廃棄物対策組織(平成23年度)

5月2日 特命チーム発足(11名)

総括課長、担当課長、担当3名

(業務支援)特命課長、担当5名

人事異動(計6名)	自治体支援(年度末段階では4名)	部内支援
6月10日	6月13日～9月16日、1月6日～2月17日	6月20日～9月22日
2名	2名(名古屋市)	3名
8月1日	7月19日～9月30日	9月12日
1名	2名(大阪府)	2名
9月1日	7月25日～7月29日	9月22日～12月28日
2名	2名(神戸市)	2名
10月1日	9月14日～12月28日、2月15日～3月31日	
1名	2名(名古屋市)	
	9月27日～12月22日	
	2名(福岡市)	
	1月10日～3月31日	
	2名(川崎市)	

31

施設整備、委託契約(プロポーザル)

破碎・選別業務委託

必要性:創意工夫が得られる、地域振興勘案、競争性の確保

資格要件:

★3社以上の共同企業体(JV)、うち少なくとも1社は管内に本店を有する企業

★JVの代表者は経営事項審査1,000点以上を取得していること

★うち少なくとも1社は廃棄物処理業の許可または相当の経験を有していること

【考え方】

・地元企業、地元雇用に配慮、代表企業には大手が必要、廃棄物処理の実績

選定基準:技術評価50点、価格30点、地域との連携20点

選定委員:学識経験者、国、県 5名

企画提案プロポーザル(H23):

(宮古、山田、大槌)9.1説明会、9.15～28公募、10.1一次審査、10.11,12二次審査、
10.14委託業者選定(鹿島、奥村、竹中土木各JV)、12.6契約

(久慈(野田))

H24.2.1説明会、2.20～3.6公募、3.12一次審査、
3.19二次審査、3.22委託業者選定(奥村JV)、4.12契約

32

岩手県災害廃棄物処理担当業務の変遷 ④

時間の経過	環境担当の業務	備 考
発災直後	廃棄物処理施設の被害の状況 し尿、ごみ収集に関する情報収集、支援	部が支援物資の調整業務 停電、連絡手段機能不全 燃料不足
2週間～	市町村支援、被害の全容の把握、 事務代行の検討 ★3/29 災害廃棄物処理対策協議会開催	災害対策本部、国との調整
1ヶ月～	処理計画の策定 ★災害廃棄物処理実行計画(6/20) ★災害廃棄物処理詳細計画(8/30) 施工監理業者 ★企画提案審査会(7/6) 破碎選別業者 ★県受託3地区業者選定(10/14)	議会对応(臨時会開催) マスタープラン(環境省5/16) 政令改正(再委託関係7/8) 特措法(8/18)
10ヶ月～	県受託3地区破碎選別業務開始(H24/2) 仮設焼却炉運転開始(H24/3) 復興資材活用マニュアル(H24/6)	

33

カイゼン活動の導入(山田町二次仮置場)

平成24年度末 コンクリートがら処理進捗率

岩手県全体 → 54 %

山 田 地 区 → 23 %

山田地区のコンクリートがら処理施設

500t/日の処理能力

平成24年12月から25年3月まで

処理実績は、約455t/日



通常であれば、

処理設備の増強や稼働時間の延長

などの方法で対応するところだが・・・



「カイゼン活動」で

作業の効率化を進め、処理を加速する。

その結果、コストの縮減を図る。



本日の説明事項

- 1 岩手県の災害廃棄物処理の概要
- 2 災害廃棄物処理で困ったこと
- 3 廃棄物処理計画の必要性、盛り込むべき事項
- 4 計画を有効にするためのフォロー



廃棄物処理で困ったこと

★情報収集が困難(発災直後)

理由: 停電、電話不通、道路不通、ガソリン不足、様々な組織への対応

★多様な業務での混乱

理由: 救援物資の手配、避難所の生活ごみ・仮設トイレ、御遺体の埋火葬
市町村においても同様(市町村機能不全、職員も被災者となる)

★組織の枠を超えた連携の確立

理由: 平時の廃棄物処理とは全く異なる業務(土木的業務、広報業務)

★マンパワーの不足

理由: 業務量、種類の増加、頻繁に開催される議会への対応、政治家、業者

★法的役割、補助制度の見直し

理由: 県代行の根拠、補助率のかさ上げ要望、補助要綱の見直し、許認可
災害廃棄物処理事業の範囲(道路啓開、港湾引揚廃棄物、公物解体)

★仮置場の不足

理由: リアス式海岸で平地が少ない、仮設住宅用地との競合

★処理方法等の確立

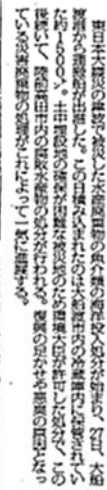
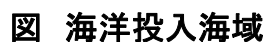
理由: 腐敗廃棄物、海水由来塩分への配慮、津波堆積物、発生量の推計方法、
有害物質(アスベスト含む)への配慮、放射能問題への配慮



負けるな
気仙!!

運搬船が大船渡出港

水深2000メートルに海洋投入

[illegible]

H24.5.11 日本環境衛生センター、岩手県ペストコントロール協会

二次仮置場施設内環境調査

仮置場の火災(3か所で発生)

市町村	仮置場名	発生日	鎮火日	備考
釜石市	板木山	10月9日	10月9日	自然発火、量類
山田町	船越	10月12日	11月7日	自然発火、混合廃棄物
陸前高田市	曲松	12月9日	12月27日	自然発火、混合廃棄物



国立環境研究所

○嫌気性微生物代謝によりメタンガス等が発生

○積上げ高さが高くなると、発熱速度>放熱速度となり蓄熱が促進

○オレイン酸(不飽和脂肪酸)は80℃、20時間で発火

→ ① 積上げ高さ 5m以下

② 一山当たりの設置面積 200m²以下

③ 山と山との離間距離 2m以上

岩手県の対策

<モニタリング>

・温度測定(サーモグラフィーによる温度分布調査等)

・深層の温度測定

・可燃ガス(一酸化炭素、メタンガス等)

<予防措置>

・積上げ高さを5m以下とする

・山の上での重機の活動範囲を日単位で変更

・燃料、火花を散らす廃棄物の混在を避ける

復興資材活用マニュアルの策定

平成23年7月13日：環境省

東日本大震災津波堆積物処理指針

平成24年5月25日：環境省

東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生材の活用について（通知）

地盤工学会の技術指導、監修

平成24年6月29日策定

岩手県 復興資材活用マニュアル

災害廃棄物から分別された土砂及びコンクリートがらの活用について

広域処理に係る視察対応

視察件数:平成24年1月～10月 225自治体、105議会関係、119件その他

延べ人数 5,701名

土日の対応が多く、職員の負担が急増

→ 平成24年5月から、環境省の支援チームに視察対応依頼



41

本日の説明事項

- 1 岩手県の災害廃棄物処理の概要
- 2 災害廃棄物処理で困ったこと
- 3 廃棄物処理計画の必要性、盛り込むべき事項
- 4 計画を有効にするためのフォロー



42

発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日
応急対応(前半)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物进行处理する期間)	～3週間程度
応急対応(後半)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う時期)	～3ヵ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期(一般廃棄物の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

災害廃棄物処理計画に盛り込むべき事項

仮置場の確保、廃棄物の発生量推計、処理可能量、処理フローのほか、以下の事項についても盛り込む必要がある。

★災害の規模に応じた組織体制や役割分担

理由: 土木等他部局との連携

★市町村、都道府県、国との情報共有のあり方、役割分担

理由: 周辺自治体内への処理依頼、マンパワーの支援

★地域特性に応じた災害時に想定される課題への対応

理由: 地域産業、有害物質保管事業所、アスベスト使用建築物等への対応

★処理計画の組織内合意、仮置場の確保

理由: リアス式海岸で仮置場が十分に確保できず、火災発生も

★津波堆積物、不燃物由来の土砂の有効活用

理由: 処分場の残余容量不足、跡地返還のルールの新設も必要

★計画策定後の教育訓練、見直し

理由: インフラ等の状況の変化、人事異動

本日の説明事項

- 1 岩手県の災害廃棄物処理の概要
- 2 災害廃棄物処理で困ったこと
- 3 廃棄物処理計画の必要性、盛り込むべき事項
- 4 計画を有効にするためのフォロー



45

計画策定後のフォロー

- (1) 被災時の状況を想定しておく必要
- (2) まずは、共通認識を持つことが重要
- (3) 最初から完璧なものは求めない
- (4) 出来上がったら終わりではない

- 災害時の情報伝達の確保
- 大規模災害においては人命優先
- 被災地市町村職員も被災者となる

普段からの連携、訓練が大切

ナビ

処理の現場から

処理計画策定支援

過去の災害関連資料

まなぶ

諸団体における取組

このサイトについて

平成28年（2016年）熊本地震関連情報

将来に伝えておきたい 災害廃棄物処理のはなし

寄稿

災害廃棄物の適正処理と高リサイクル率の実現
～広島市災害廃棄物処理業務～
～株式会社 鴻池組～



新着ニュース News

- NEW** 2016年7月28日 【将来に伝えておきたい災害廃棄物処理のはなし】に「寄稿：災害廃棄物の適正処理と高リサイクル率の実現～広島市災害廃棄物処理業務～」を追加しました。
- NEW** 2016年7月22日 【災害廃棄物処理計画に取り組んでいる自治体】に、「新潟市災害廃棄物処理計画」「徳島市災害廃棄物処理計画」「延岡市災害廃棄物処理計画」を追加しました。
- NEW** 2016年7月13日 【特設ページ】平成28年熊本地震関連情報に、「現地調査報告（第5報）」を掲載しました。

最近3か月（4・5・6月）でよく読まれている資料

- 処理計画に取り組んでいる自治体
- 1: 三重県 市町災害廃棄物処理計画マニュアル・資料集
 - 2: 高松市災害廃棄物処理計画Ver.1
 - 3: 徳島県災害廃棄物処理計画
- 過去の災害関連資料
- 1: 新潟県中越後地震の記録
 - 2: 災害廃棄物処理に係る阪神・淡路大震災20年の検証

ナビ

処理の現場から

処理計画策定支援

過去の災害関連資料

まなぶ

諸団体における取組

このサイトについて

トップページ > 基礎知識

基礎知識

災害廃棄物について初學者の方々向けに、なるべく基礎から、平易に学ぶことができる情報を掲載しています。特に自治体や企業等での実務の場面への導入に役立つものを目指して情報をアップロードしていきます。

（1）災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて

NEW

災害廃棄物の内容や災害廃棄物処理を進めるために行政が行う業務について、基本的な理解を得るためのムービーです。災害廃棄物処理計画を作成する際や、関係者に対して災害廃棄物処理の説明をする際などに活用ください。（[動画再生方法はこちら](#)）



◎ 全編版を3分割したムービーは下記よりご覧頂けます。

① 導入～災害廃棄物とは（5分）

② 災害廃棄物処理業務のながれ～発災時に実施する業務（8分30秒）

③ 平時に実施する業務（2分30秒）

◎ 全編版ムービーは、下記の利用規約にご同意頂くことで動画再生形式を選んでダウンロードすることができます。

利用規約： 本ムービーは、災害廃棄物の適正処理の考え方が広く普及することを目的として制作されたものであり、ダウンロードしたものは幅広い利用場面において、どなたでも無償でお使いいただくことができ

◎ 同意しない ○ 同意する 次へ

三陸復興

ご清聴を感謝申し上げます。

平成28年10月
岩手県環境生活部

